

奈良県政務活動費の交付に関する規程

(平成十三年三月奈良県議会規程第一号)

最終改正(平成二十九年三月二十八日)

(趣旨)

第一条 この規程は、奈良県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年三月奈良県条例第四十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(政務活動費の交付の辞退届)

第一条の2 条例第五条第三項の規定による辞退届は、第一号様式によるものとする。
(会派結成届等)

第二条 条例第六条第一項の会派結成届は、第一号様式の二によるものとする。

2 条例第六条第二項の会派異動届は、第二号様式によるものとする。

3 条例第六条第三項の会派解散届は、第三号様式によるものとする。
(会派及び議員の通知)

第三条 条例第七条各項の規定による通知は、第四号様式によるものとする。
(政務活動費の請求)

第四条 条例第九条第一項の規定による政務活動費の請求は、会派に係るものにあつては第五号様式、議員に係るものにあつては第六号様式によるものとする。

(収支報告書等)

第五条 条例第十条第一項又は第二項の収支報告書(会派に係るものに限る。)は、第七号様式によるものとする。

2 条例第十条第一項又は第三項の収支報告書(議員に係るものに限る。)は、第八号様式によるものとする。

3 条例第十条第一項の会計帳簿は、第九号様式によるものとする。

4 条例第十条第一項の議長が規程で定める書類は、次に掲げるものとする。
一 第九号様式の二による支払証明書

一の二 海外において政務活動を行った場合にあつては、第十号様式による政務活動記録簿

二 県外及び県内において政務活動を行った場合にあつては、第十一号様式による政務活動記録簿

三 政務活動の調査研究において調査委託を行った場合にあつては、第十一号様式の二による政務活動記録簿

四 政務活動の研修会に参加した場合にあつては、第十一号様式の三による政務活動記録簿

五 政務活動の研修会を開催した場合にあつては、第十一号様式の四による政務活動

記録簿

- 六 政務活動の広報紙の発行、発送を行った場合にあつては、第十一号様式の五による政務活動記録簿
- 七 政務活動のホームページの開設等を行った場合にあつては、第十一号様式の六による政務活動記録簿
- 八 政務活動の要請、陳情活動等を行った場合にあつては、第十一号様式の七による政務活動記録簿
- 九 政務活動の会議、意見交換会等に参加した場合にあつては、第十一号様式の八による政務活動記録簿
- 十 政務活動の会議、意見交換会等を開催した場合にあつては、第十一号様式の九による政務活動記録簿
- 十一 政務活動に関する会費等を支出した場合にあつては、第十一号様式の十による政務活動記録簿
- 十二 政務活動に関する事務所費を支出した場合にあつては、第十一号様式の十一による事務所状況報告書
- 十三 政務活動に関する人件費を支出した場合にあつては、第十一号様式の十二による雇用状況報告書、第十一号様式の十三による雇用契約書及び第十一号様式の十四による賃金台帳
- 十四 政務活動に関する備品代を支出した場合にあつては、第十一号様式の十五による備品台帳
- 十五 政務活動に関する葉書、レターパック、切手代等を支出した場合にあつては、第十一号様式の十六による受払簿
- 5 条例第十条各項の規定による領収書の提出は、第十二号様式による領収書添付用紙に貼り付けて行うものとする。
- 6 議長は、条例第十条各項の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、第十三号様式により知事に送付するものとする。
(証拠書類等の整理保管)
- 第六条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の訂正)

- 第七条 会派の代表者及び議員は、収支報告書等の文字の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、その字数を欄外に記載し、又は訂正等

をする文字の前後に括弧を付して、その範囲を明らかにし、かつ、その字数を欄外に記載した部分又は当該訂正等をした部分に押印するとともに、当該訂正等をした者の氏名及びその年月日を記載し、議長に第十五号様式による訂正届を提出しなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第八条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議会の事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付の決定をする政務調査費について適用し、同日前に交付の決定をした政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規程の施行の日前にこの規程による改正前の奈良県政務調査費の交付に関する規程の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良県政務活動費の交付に関する規程第五条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費について適用し、施行日前にこの規程による改正前の奈良県政務活動費の交付に関する規程の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。